

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
第2回会議 次第

日 時 平成25年5月26日(日)
午後1時から
場 所 印西地区環境整備事業組合
3階 大会議室

次第	資料	頁
1 開会		
2 会議録について(第1回会議)	資料外別添	
3 関係法規について	運営細則(案) ※再提出	1
	会議傍聴遵守事項(案) ※再提出	4
	専門部会要綱(案)	7
4 参考資料について	参考資料①～⑩	
5 今後のスケジュール(案)について	全体スケジュール(案) ※再提出	1 1
6 事業推進手法の比較について	事業推進手法の比較 ※再提出	1 2
7 比較対象地の抽出手法について	比較対象地の抽出手法	1 3
8 先進地の視察(案)について	先進地の視察(案)	1 4
9 閉会		
参考資料	①印西地区ごみ処理基本計画(平成20年度策定)	
	②中央駅北地区町内会自治会連絡会からの要望書(前回計画)	
	③事業対象用地の評価に関する報告書(前回計画)	
	④印西市のまちづくりにおける見解(前回計画)	
	⑤印西市からの白紙撤回申入書(前回計画)	
	⑥次期中間処理施設整備事業用地検討業務委託仕様書(一部抜粋)	
	⑦委員名簿(平成25年4月21日現在)	
	⑧組合広報紙(前回計画説明記事)	
	⑨今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)	
	⑩中間処理施設等の整備用地について公募を行った事例	

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

運営細則（案）

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- ~~(4) 委員長 検討委員会の委員長~~
- ~~(5) (4) 委員 検討委員会の委員~~
- ~~(6) (5) 比較対象地 検討委員会が定めた募集方法により、応募のあった用地~~

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議 7回
- (2) 先進地の視察 1回
- (3) 比較対象地の視察 2回

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の時間は、2時間程度を予定する。
- ~~(4) 第1回の会議の開催日は、平成25年4月中旬を予定する。~~
- ~~(5) (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。~~

第5項 会議の公開

~~会議は、原則公開とする。~~

~~ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。~~

会議は、公開する。

ただし、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合（以下「非公開会議」という。）があるものとする。

第6項 会議録の公開

~~会議の全文を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。~~

会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。

ただし、非公開会議の会議録は、これを公開しない。

第7項 氏名の公表

~~会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があるものとする。~~

会議録及び委員名簿に委員の氏名を記載し、これを公表する。

ただし、会議で決するところにより、会議録に委員の氏名を記載しない場合があるものとする。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、次に掲げる事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

(1) 個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるもの。

(2) 検討途中の特定の固有名称及び地名等、事業の円滑な執行に支障を及ぼす恐れのあるもの。

第9項 専門部会

~~検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。
なお、当該専門部会の目的及び組織等は検討委員会で定めることとし、専門部会委員は、委員長が選任する。~~

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的、組織、運営及び選任委員は、会議で決するところにより定める。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第11項 委任

~~この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。~~

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

~~この運営細則は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。~~

この運営細則は、平成25年4月21日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

会議傍聴遵守事項（案）

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 運営細則 印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会運営細則
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員長 検討委員会の委員長
- (5) 係員 印西地区環境整備事業組合の職員

第3項 会議の非公開

~~運営細則第5項の規定に基づき、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとします。~~

運営細則第5項の規定に基づき、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合があるものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを係員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

~~この遵守事項は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。~~
この遵守事項は、平成25年4月21日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

専門部会要綱（案）

第1項 趣旨

この要綱は、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会運営細則第9項の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (2) 会議 専門部会の会議
- (3) 委員 専門部会の委員

第3項 設置

検討委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、当該専門部会において担任する事務、委員の構成及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

第4項 会長及び副会長

会長及び副会長の選任等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、専門部会の事務を総理し、当該専門部会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5項 会議及び議事

会議の開催及び議事等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6項 参考意見等の聴取

専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7項 庶務

専門部会の庶務を処理する機関は、印西クリーンセンターとする。

第8項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第9項 会議の公開

会議は、公開する。

ただし、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を公開しない場合（以下「非公開会議」という。）があるものとする。

第10項 会議録の公開

会議録は、専門部会において確認した後、これを公開する。

ただし、非公開会議の会議録は、これを公開しない。

第11項 氏名の公表

会議録に委員の氏名を記載し、これを公表する。

ただし、会議で決するところにより、会議録に委員の氏名を記載しない場合があるものとする。

第12項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、次に掲げる事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

- (1) 個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるもの。
- (2) 検討途中の特定の固有名名称及び地名等、事業の円滑な執行に支障を及ぼす恐れのあるもの。

第13項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会会議傍聴遵守事項を準用する。

なお、当該遵守事項の適用においては、「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「会長」とする。

第14項 委任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月26日から適用する。

別表（第3項）

専門部会	担任する事務	委員の構成	任期

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
事業推進手法の比較

事業推進手法の項目	前回計画	今回計画
1. 検討委員会の有無	有（要綱設置）	有（条例設置）
2. 検討委員会委員公募の有無	無（住民委員は関係市町推薦）	有
3. 検討期間	約1年間（検討委員会設置から答申まで）	
4. 比較対象地の抽出手法	関係市町からの推薦	
5. 比較対象地の抽出範囲	関係市町全域	
6. 検討委員会会議の公開	公開	
7. 検討委員会資料・会議録の公表	公表	
8. 組合メールアドレスを公表し、意見等を常時受付	無	
9. 広報の方法	組合及び関係市町のホームページ・広報紙	
10. パブリックコメントの募集	無	
11. 用地の公表時期	第1段階：評点合計の上位3箇所の報告時点 第2段階：建設予定地の決定時点	
12. 用地検討過程での住民説明会	無（建設予定地の決定後に開催）	
13. 施設規模の検討	直近のごみ処理基本計画における将来推計 ごみ量及び各種公表資料をベースとして検 討（工事仕様書作成時点における最新のご み処理基本計画の将来推計ごみ量に基づき 精査する前提）	
14. 用地面積の検討	上記の施設規模をベースとし、他施設の状 況及びこれまでの操業経験に基づき検討	
15. 用地評価の方法（評価項目）	25項目	
16. 用地評価の方法（評価基準）	3段階評価（重要度の設定：最大3倍）	
17. 現地踏査の有無	無（ビデオ確認）	
18. 液状化危険度予測方法	千葉県公表資料による。	
19. 事業費の算出	各種公表資料をベースとし、上位3箇所に ついて概算算出	
20. 管理者への報告内容	上位3箇所の評点及び概算事業費	
21. 地質調査	用地買収後に実施予定	
22. 不動産鑑定	建設予定地の決定後に実施	

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 比較対象地の抽出手法

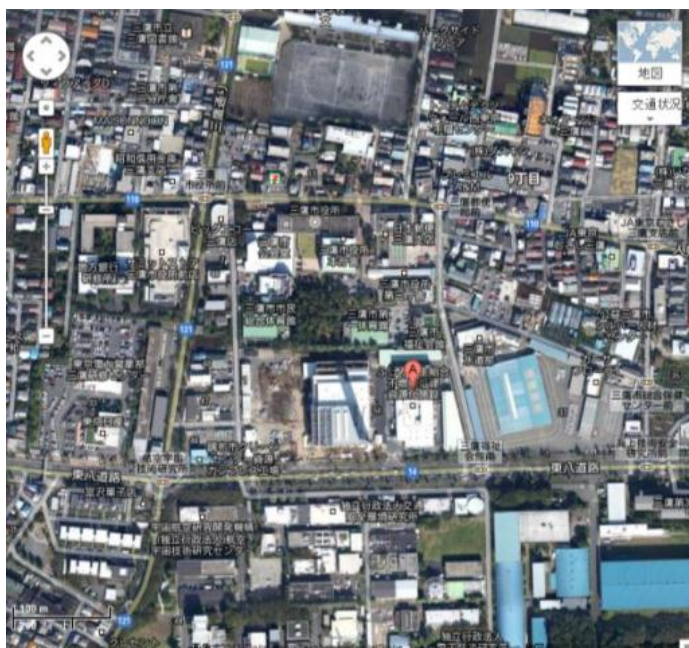
手法（その1） 公募	手法（その2） 関係市町による推薦	手法（その3） 本検討委員会による推薦
<p>1. 設定事項A（公募条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較対象地の必要面積を設定 (2) 比較対象地の抽出範囲を設定 例：①関係市町全域 ②特定の用途地域 ③除外区域 (3) 応募者の資格を設定 例：①地権者 ②地元自治会等の代表者 ③他薦 ④本各例の組合せ (4) 応募時の必要書類を設定 例：①地権者の同意書 a. 比較対象地の他、取付道路等の関連事業用地を含めた全地権者 b. 比較対象地の全地権者 c. 比較対象地の一部の地権者 ②比較対象地の隣接地権者の同意書 ③地元自治会等の同意書 ④比較対象地の半径〇〇m以内の全世帯の同意書 ⑤土地改良区等の利害関係団体の同意書 ⑥本各例の組合せ (5) 公募期間を設定 	<p>1. 設定事項A（推薦条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較対象地の必要面積を設定 (2) 比較対象地の抽出範囲を設定 例：①関係市町全域 ②特定の用途地域 ③除外区域 (3) 整備適地を設定 (4) 整備不適地を設定 	<p>1. 設定事項A（推薦条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較対象地の必要面積を設定 (2) 比較対象地の抽出範囲を設定 例：①関係市町全域 ②特定の用途地域 ③除外区域 (3) 整備適地を設定 (4) 整備不適地を設定
<p>2. 設定事項B（地域振興事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域振興事業の基本的な考え方を設定 	<p>2. 設定事項B（地域振興事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域振興事業の基本的な考え方を設定 	<p>2. 設定事項B（地域振興事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域振興事業の基本的な考え方を設定
<p>3. 設定事項C（比較評価項目等）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較評価項目を設定 (2) 比較評価基準を設定 (3) 比較評価項目毎の配点を設定 	<p>3. 設定事項C（比較評価項目等）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較評価項目を設定 (2) 比較評価基準を設定 (3) 比較評価項目毎の配点を設定 	<p>3. 設定事項C（比較評価項目等）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 比較評価項目を設定 (2) 比較評価基準を設定 (3) 比較評価項目毎の配点を設定
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応募時の必要書類の設定にもよるが、地権者及び地元自治会等との合意は、応募時点で形成することが可能と考えられる。（応募時の必要書類の設定を厳しくすると、「応募が皆無となる可能性が高くなるが、応募があった際は以後の事業推進が容易」、設定を緩くすると、「応募が多数となる可能性が高くなるが、以後の事業推進が難航」といった関係性を有すると考えられる。） (2) 応募が無かった場合、又は、応募のあった用地における事業推進が難航する場合は、①評価点第2位以降の比較対象地の繰上げ、②再公募、③設定事項Aを変更した上で再公募、④右記手法の実施、⑤過去の検討地での整備、などを検討する必要があると考えられる。 (3) 公共用地の応募方法を検討する必要があると考えられる。 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地権者及び地元自治会等との合意は、①比較対象地の比較評価を行う過程、②候補地の選定後、③建設予定地の決定後、などに形成することが考えられる。 (2) 地権者及び地元自治会等との合意形成が難航する場合は、①評価点第2位以降の比較対象地の繰上げ、②左記手法の実施、③過去の検討地での整備、などを検討する必要があると考えられる。 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地権者及び地元自治会等との合意は、①比較対象地の比較評価を行う過程、②候補地の選定後、③建設予定地の決定後、などに形成することが考えられる。 (2) 地権者及び地元自治会等との合意形成が難航する場合は、①評価点第2位以降の比較対象地の繰上げ、②左記手法の実施、③過去の検討地での整備、などを検討する必要があると考えられる。

※用語説明 ①比較対象地：抽出（募集）する用地 ②候補地：比較評価により1箇所又は複数箇所に選定した用地 ③建設予定地：管理者が事業用地として決定した用地

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
先進地の視察（案）

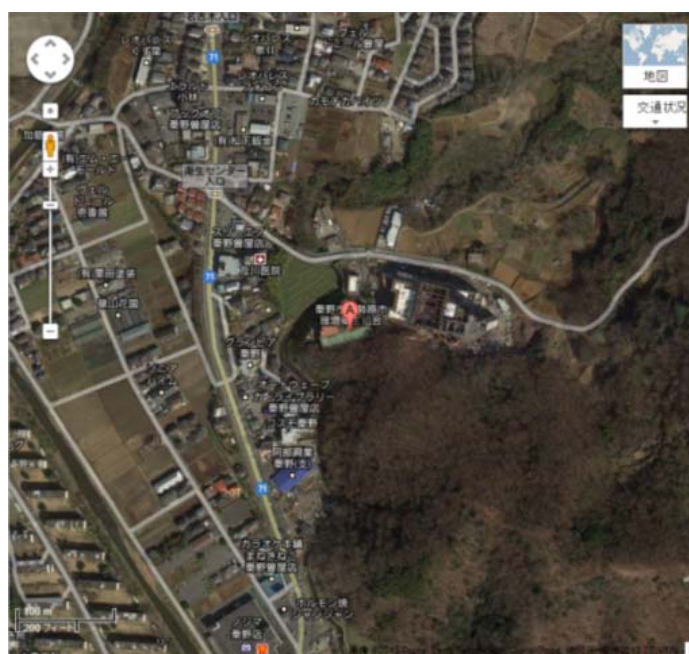
クリーンプラザふじみ

ふじみ衛生組合（三鷹市・調布市）
東京都調布市深大寺東町
ストーカ式焼却炉 144t/日×2 炉
敷地面積 26,000m²
検討委員会の抽出により組合所有地
（三鷹市役所隣）に建設
平成 25 年 3 月竣工



はだのクリーンセンター

秦野市伊勢原市環境衛生組合
神奈川県秦野市曾屋
ストーカ式焼却炉 100t/日×2 炉
敷地面積 35,000m²
検討委員会の抽出により組合所有地に建設
平成 25 年 1 月竣工



ひたちなか・東海クリーンセンター

ひたちなか・東海広域事務組合

(ひたちなか市・東海村)

茨城県ひたちなか市新光町

ストーカ式焼却炉 110t/日×2 炉

敷地面積 38,000m²

従前からの建設予定地

平成 24 年 4 月 竣工



王禅寺処理センター・リサイクルパークあさお

川崎市

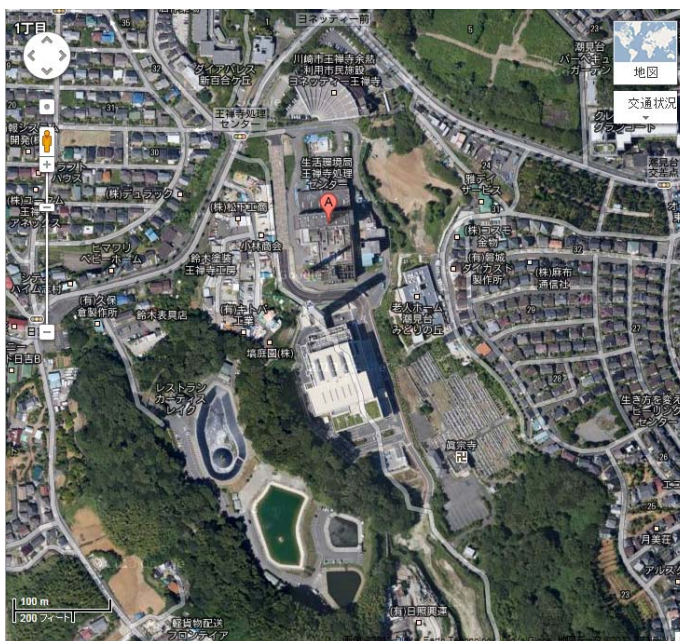
神奈川県川崎市麻生区王禅寺

ストーカ式焼却炉 150t/日×3 炉

敷地面積 55,000m²

既存施設に隣接した拡張予定地に建設

平成 24 年 3 月 竣工



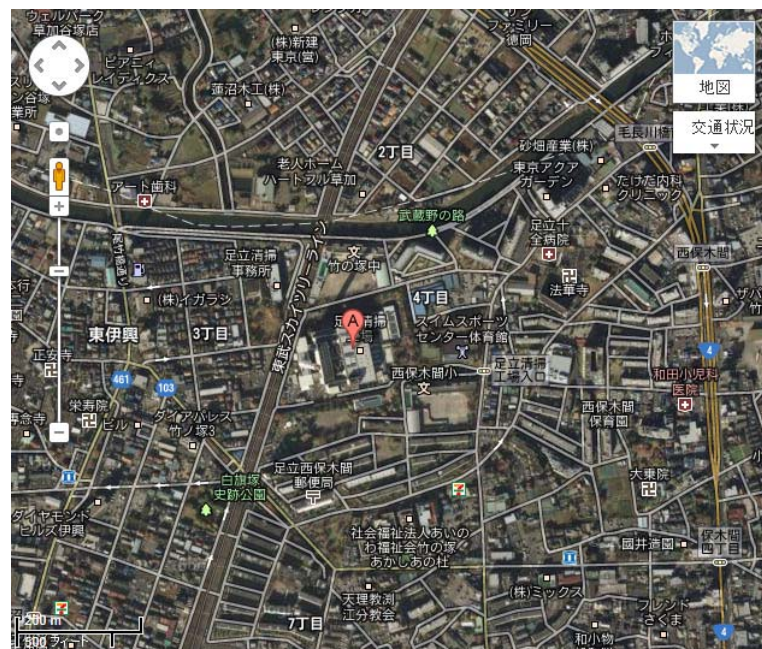
世田谷清掃工場

東京二十三区清掃一部事務組合
 東京都世田谷区大蔵
 流動床式ガス化溶融炉 150t/日×2 炉
 敷地面積 30,000m²
 23 区内で最新
 平成 20 年 3 月竣工



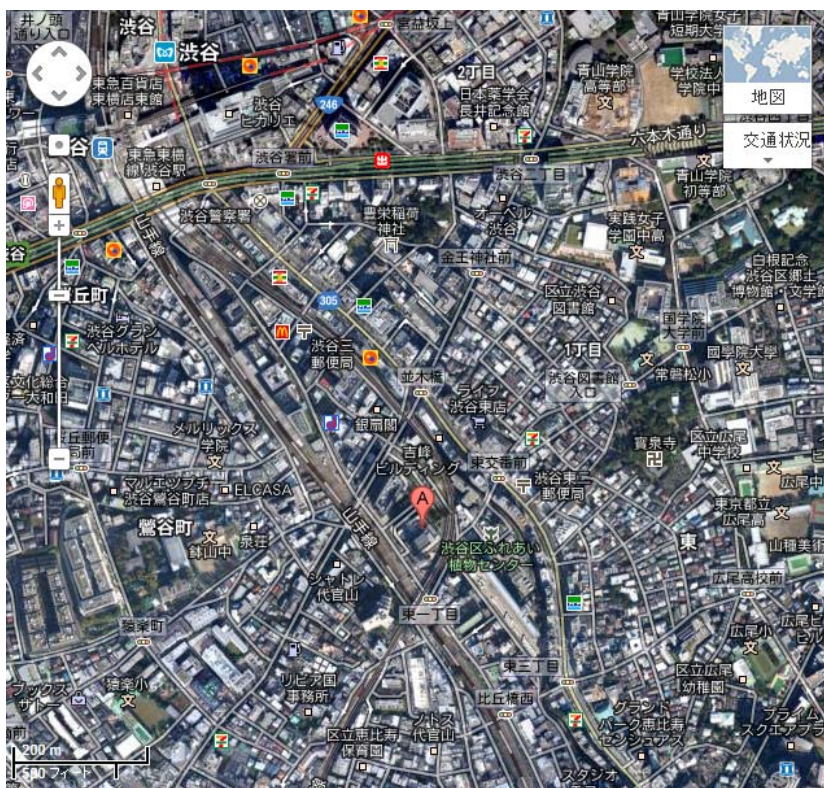
足立清掃工場

東京二十三区清掃一部事務組合
 東京都足立区西保木間
 ストーカ式焼却炉 350t/日×2 炉
 敷地面積 37,000m²
 隣接地に小学校および中学校
 平成 17 年 3 月竣工



渋谷清掃工場

東京二十三区清掃一部事務組合
 東京都渋谷区東
 流動床式焼却炉 200t/日×1 炉
 敷地面積 9,000m²
 都心部、渋谷駅近傍
 平成 13 年 7 月竣工



豊島清掃工場

東京二十三区清掃一部事務組合
 東京都豊島区上池袋
 流動床式焼却炉 200t/日×2 炉
 敷地面積 12,000m²
 都心部、池袋駅近傍
 平成 11 年 6 月竣工

